

規 則

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十三号

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立児童養護施設管理規則（昭和五十二年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号（二）までの規定中「四」を削る。

様式第四号中「（四）~~四~~」及び「~~四~~」を削る。

様式第六号中「~~四~~」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。